

事 務 連 絡

平成 30 年 9 月 6 日

関係自治体衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴い設置された避難所での
食中毒対策について

今般、平成 30 年北海道胆振東部地震に伴い設置された避難所においては、高齢者や乳幼児を含め、多くの方が集団で近接して生活する状況にあるため、食中毒が発生した場合には大規模化、重篤化するおそれがあります。

つきましては、災害対策で多忙の中ではありますが、避難所を開設した場合にあっては、下記により食中毒の発生防止及び発生時の情報共有について特段のご配慮をお願いします。なお、当課への報告、情報提供については、当面の間、電話、メモ又はメール等で差し支えないことを申し添えます。

記

1. 「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」に基づき、添付したリーフレット「食中毒予防のために！～避難所で過ごされる方へ～」等を活用し、継続的な避難所における食中毒予防の啓発をお願いします。
2. 避難所で食中毒が発生した際には、食品衛生法第 58 条第 3 項に基づく速報対象に限らず、食中毒疑い調査の段階であっても、その後の予防対策に資するために、可能な限り初期段階での患者の発生状況等について、食中毒被害情報管理室への情報提供をお願いします。
3. 上記の他、災害対策において、食品衛生法の運用に関する疑義が生じた場合には、食品監視安全課にご連絡下さい。

「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf>

「食中毒予防のために！～避難所で過ごされる方へ～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000350462.pdf>

食中毒予防のために!

～ 避難所で過ごされる方へ ～



気温・湿度が高いと、

✓ 食べ物が腐りやすくなります!

✓ 食中毒が起きやすくなります!

抵抗力が弱い方は重症化することもあるので、
しっかり防ぐことが大切です!



食中毒を起こさないために

- 避難所では、出された食事はすぐに食べましょう。
※時間が経ち過ぎたら、思い切って捨てましょう。
- 調理や配付、食事の前には、よく手を洗いましょう。
水が十分に確保できない場合には、ウェットティッシュなどを活用しましょう。
- 下痢、発熱、手指に傷がある方は、食品の調理や配付を行わないようにしましょう。



体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を!